

第百六十五回国会 参議院 総務委員会 會議録 第四号

平成十八年十一月七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月一日

辞任 博一君

補欠選任 大塚 耕平君

十一月二日

辞任 大塚 耕平君

補欠選任 芝 博一君

出席者は左のとおり。

委員長 山内 俊夫君

理事 景山俊太郎君
二之湯 智君
伊藤 基隆君
那谷屋正義君

委員 小野 清子君
尾辻 秀久君
河合 常則君
木村 仁君
世耕 弘成君
山崎 力君
山本 順三君
吉村剛太郎君
芝 博一君
高嶋 良充君
内藤 正光君
澤 雄二君
吉川 春子君
又市 征治君
長谷川憲正君

国務大臣

総務大臣 菅 義偉君

副大臣

総務副大臣 大野 松茂君

政府特別補佐人

人事院総裁 谷 公士君

事務局側

常任委員会専門員 高山 達郎君

本日の会議に付した案件

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山内俊夫君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたしたいと思います。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。菅総務大臣。

○国務大臣(菅義偉君) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。本年八月八日、人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することとし、給与構造改革を引き続き推進するため、一般職の職員の給与に関する法律について改正を行うものであります。次に、法律案の内容について、その概要を御説

明申し上げます。

第一に、俸給の特別調整額について、定率制から職務の級別等の定額制に移行するための規定の整備をすることとしております。

第二に、扶養手当について、少子化対策に対応し、三人目以降の子等に係る支給月額を引き上げることとしております。

第三に、広域異動を行った職員に対し、その異動距離の区分に応じた広域異動手当を支給することとしております。

このほか、施行期日、経過措置等について規定することとしております。

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の例により、広域異動手当を新設することとしております。

以上が法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(山内俊夫君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時二分散会

十一月六日本委員会に左の案件が付託された。
一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
二、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「地域手当」の下に、「広域異動手当」を加える。

第十条の二第二項を次のように改める。

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

第十条の三第三項第三号中「第十一条の八」を「第十一条の九」に改める。

第十一条第三項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「その他の扶養親族については一人につき五千円」を削る。

第十一条の九を第十一条の十とする。

第十一条の八第二項中「地域手当支給官署に在勤する」を「次の各号に掲げる」に、「当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の規定による地域手当の支給割合」を「それぞれ当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地域手当支給官署に在勤する職員 当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合

二 前条の規定により広域異動手当が支給される職員 当該職員に係る同条の規定による広域異動手当の支給割合

第十一条の八第四項中「又は前二条を」、「第十一条の六又は第十一条の七」に改め、同条を第十一条の九とし、第十一条の七の次に次の一条を加える。

(広域異動手当)

第十一條の八 職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき人事院規則で定めるところにより算定した官署間の距離(異動等の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と官署との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも六十キロメートル以上であるとき(当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として人事院規則で定める場合を含む。)、当該職員には、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 三百キロメートル以上 百分の六
- 二 六十キロメートル以上 三百キロメートル未満 百分の三

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から三年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異

動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる場合にあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当を支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 検査官であつた者、給与特例法適用職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者(任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。)(又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前三項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第十一條の三から前条までの規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

3 前二項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第十一條の八の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九條、第十九條の四第四項及び第五項、第十九條の七第二項第一号及び第三項並びに第十九條の八第五項中「地域手当」の下に、「広域異動手当」を加える。

第十九條の九第一項中「第十一條の九」を「第十一條の十」に改め、同条第三項中「第十一條の九」を「第十一條の七」まで、第十一條の九、第十一條の十に改める。

第二十三條第二項から第五項までの規定中「地域手当」の下に、「広域異動手当」を加える。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第二條 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)俸給の特別調整額に関する経過措置

第二條 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)俸給の特別調整額に関する経過措置
附則第十一條の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてこの法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「新法」という。)第十條の二第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)附則第十一條の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成二十年三月三十一日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第三條 平成二十年三月三十一日までの間においては、新法第十一條の八第一項第一号中「百分の六」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

第四條 新法第十一條の八の規定は、平成十六年

四月二日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第一項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成十九年四月一日から当該異動等の日以後」とする。

(人事院規則への委任)

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條第一項中「給与法第十條の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」を削る。

(検査官の俸給等に関する法律の一部改正)

第七條 次に掲げる法律の規定中「地域手当」の下に、「広域異動手当」を加える。

一 検査官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)第四條

二 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第四條第二項

三 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第六條の五第二項

四 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第七條第三項

五 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五條第一項

六 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第五十九條第三項

七 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十七條第三項

八 法科大学院への裁判官及び検査官その他の

一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第八条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改め、同条第二項中「第十一条の八第一項」を「第十一条の九第一項」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第九条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改め、同条第二項中「第十一条の八第一項」を「第十一条の九第一項」に改める。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第十条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項」の下に「第十一条の八第三項」を加える。

第十一条第四項中「地域手当」の下に「若しくは広域異動手当」を加える。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十一条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百一十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八十条中「対する新法第十一条の七第三項」の下に「第十一条の八第三項」を加える。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「秘書官にあつては俸給、地域手当」の下に「広域異動手当」を加える。

第七条の三中「地域手当」の下に「広域異動手当」を加える。

附則

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年十一月十日印刷

平成十八年十一月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B